

第52回茨城県障害者技能競技大会実施要領

1 趣 旨

障害者が日ごろ職場等で培った職業技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 名 称

第52回茨城県障害者技能競技大会（通称、アビリンピック茨城2023）とする。

3 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 茨城県

4 後 援

茨城労働局
茨城県中小企業団体中央会
茨城県商工会連合会
茨城県商工会議所連合会
一般社団法人茨城県経営者協会
株式会社茨城新聞社
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
茨城県職業能力開発協会
水戸市福祉部障害福祉課

5 協 賛

株式会社アールビー
いばらきコープ生活協同組合
茨城トヨペット株式会社
株式会社ヴィオーラ
株式会社カシマ
栗田アルミ工業株式会社
三共貨物自動車株式会社
株式会社常磐谷沢製作所
有限会社トーア乳業
日立製作所グループ
関彰商事株式会社

6 競技会場

茨城県職業人材育成センター（茨城県水戸市水府町864-4）

7 競技種目及び定員

番号	競技種目	参加対象障害者	定員
1	電子機器組立	身体・知的・精神障害者	4名

2	ワード・プロセッサ		20名
3	ビルクリーニング		27名
4	縫製	知的障害者	10名
5	木工		10名
6	喫茶サービス	身体・知的・精神障害者	27名
7	パソコンデータ入力	知的障害者	20名
8	オフィスアシスタント	身体・知的・精神障害者	10名
9	写真撮影 (デモンストレーション種目)	身体・知的・精神障害者	制限なし

※ デモンストレーション種目

デモンストレーション種目とは、先駆的又は雇用拡大が期待される障害者の雇用・就業職種に関連した競技種目を指す。対象となる競技は、試験的な導入となるため、入賞者の選考を行わないものとし、全国大会への推薦の対象から除くものとする。

8 開催日等

- ・課題提出種目（2週間） 令和5年6月5日（月）～6月16日（金）
写真撮影競技を実施
- ・競技実施種目 令和5年7月15日（土）午前9時～午後4時
開会式及び電子機器組立、ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス競技を実施
- ・競技実施種目 令和5年7月16日（日）午前9時～午後1時
ビルクリーニング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、パソコンデータ入力競技を実施

9 参加資格

次の（1）から（4）までのすべてに該当する者

- (1) 次のいずれかの所持者
 - ・身体障害者手帳（又は指定医や産業医による診断書等）
 - ・療育手帳（又は判定機関による判定書類等）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（又は総合失調症、そううつ病及びてんかんの症状がある者は、指定医や産業医の診断書等）
- (2) 競技時間に十分耐えられ、かつ支障をきたさない健康状態にある者。
- (3) 茨城県内に居住、勤務又は在学している者。
- (4) 令和5年4月1日現在において、満15歳以上の者。

10 参加の申込方法及び参加申込先

- (1) 参加希望者は、別紙「第5回茨城県障害者技能競技大会参加申込書 兼 同意書」に必要事項を記入し、主催者あて提出するものとする。なお、募集締切日は令和5年5月15日（月）までとし、郵送による申し込みは、締切日当日の消印を有効とする。
- (2) 企業、学校等（以下「企業等」という。）において、1競技種目に複数名の参加申込を行う場合は、原則として、申込者の取りまとめを行うものとする。
- (3) 企業等において取りまとめを行う際は、競技種目別に参加順位を付すものとする。
- (4) 次の競技種目については、1企業等あたりの参加申込者数に上限を設ける。

番号	競技種目	1企業等あたりの 参加申込者の上限人数
3	ビルクリーニング	2名まで
4	縫製	5名まで
6	喫茶サービス	4名まで
8	オフィスアシスタント	2名まで

(5) 参加申込先

〒310-0803 茨城県水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高齢・障害者業務課
電話 029-300-1215

11 参加選手の決定

- (1) 参加申込書等により参加資格を審査の上、参加選手を決定し、6月上旬頃に本人に通知する。
- (2) 定員を超える参加申込があった競技種目については、設備・機材等の関係により、やむを得ず人数調整を依頼する場合がある。
- (3) 上記10(4)の競技種目についても、定員を超える参加申込があった場合は、1企業等あたりの参加申込者の上限人数にかかわらず、やむを得ず人数調整を依頼する場合がある。

12 競技方法

- (1) 各競技種目について、原則として参加選手が1名以上の場合、競技を実施する。
- (2) 競技課題は、競技の実施に差し支えない範囲で事前に公表する。
- (3) 競技時間は、2時間以内とする。
- (4) 競技に必要な使用機器は原則として自己のものを使用すること(一部の機器について貸し出し可)。ただし「ワード・プロセッサ」「パソコンデータ入力」において使用するパソコン等の基本的共通機器等は、原則として主催者において整備し、当該機器等の具体的内容は事前に公表することとする。
なお、選手個々が使用する競技参加に係る必要な補助具等は、当該選手において整備するものとする。
- (5) 競技成績の評価にあたっては、障害の程度は考慮しない。

13 競技運営に当たる競技委員の配置等

- (1) 競技種目の課題作成、競技審査等の競技運営に当たるため、競技種目ごとに競技委員について1種目原則2名以内を委嘱、配置する。
- (2) 必要に応じて、競技委員を補佐する競技担当補佐員を配置することができる。
- (3) 競技運営に係る基本的事項を検討・決定するため、「競技委員会」を設置する。

14 成績発表等

競技成績に基づき、次のとおり賞状を贈る。なお、大会当日の閉会式は行わず、成績発表は別途行う。賞状贈呈は、後日郵送にて行うものとする。

- (1) 入賞(金賞、銀賞及び銅賞)者には、賞状を贈る。
- (2) 入賞者以外で、その技能について努力の跡が顕著な者には、努力賞の賞状を贈る。
- (3) 直近5回の全国大会での優勝者は、優勝した種目について参加する場合は、入賞の対

象としない。

- (4) 第40回から第42回までの全国障害者技能競技大会において、参加を希望する競技種目に3大会連続して参加した者は、入賞の対象としない。
- (5) デモンストレーション種目に指定されている競技については、入賞の対象としない。

15 参加経費等

参加費は無料とする（昼食等は自己負担（持参）とする）。

16 全国障害者技能競技大会への参加者の推薦

本大会入賞者については、令和5年度に開催が予定される「第43回全国障害者技能競技大会（愛知県にて開催予定）」への推薦候補者とする（なお、推薦手続きにあたっては、所要の調整を行う場合があること）。

17 その他

この要領に定めるものの他、大会の運営に関し必要な事項は、「第52回茨城県障害者技能競技大会実行委員会」で協議のうえ、決定するものとする。

附則 この要領は、令和5年1月16日から施行する。

附則 この改正は、令和5年2月14日から施行する。

附則 この改正は、令和5年3月8日から施行する。

附則 この改正は、令和5年6月13日から施行する。